

## すい道等建設工事における粉じん対策の充実に関する基本的考え方

### 粉じん障害防止規則の施行（昭和 54 年労働省令第 18 号）

発生源対策、換気の実施、呼吸用保護具の着用、特別教育の実施

#### 第 11 次労働災害防止計画の策定

（平成 20 年 3 月）

※効果的な換気の実施、粉じん濃度測定と測定結果に基づく必要な措置の実施、電動ファン付き呼吸用保護具の使用、適切な発破退避時間の確保等の対策の徹底

#### 第 7 次粉じん障害防止総合対策の策定

（平成 20 年 3 月）

※すい道等建設工事における粉じん障害防止対策の重点的推進

近年の技術進歩や作業方法の変化により、粉じんの発生量が増加

### すい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの改定

- ※ 粉じん対策に係る計画の策定
- ※ 粉じんの発散を防止するための対策の実施
- ※ 換気装置等による換気の実施等
- ※ 換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度等の測定
- ※ 粉じん濃度目標レベルの設定
- ※ 坑内の作業に従事する労働者による防じんマスク等（特定の作業の場合は電動ファン付き呼吸用保護具に限る）の常時の使用
- ※ 坑内の作業に従事する労働者に対する防じんマスク等の適正な着用のための教育等

元方事業者及び関係請負人による粉じん対策の充実